

国民健康保険料は 便利な口座振替で

保険料の納付は、便利で確実に納められる口座振替がお勧めです。

☑保険証か保険料納入通知書、預貯金通帳、通帳印 ☑市内に本・支店がある金融機関か郵便局へ。

☑保険年金課(☎231-1689)、各総合支所市生活課



る工事、玄関から道路までの通路などのバリアフリー化工事、これらの工事に伴う用地取得 ※修繕目的の工事と融資予定通知前に着工した場合は対象外 ▼融資額 30万円〜400万円 ▼融資利率 3・9% (うち保証料率2%) 年3・25% (うち保証料率1・35%) ※どちらも固定金利。取扱金融機関により異なる ▼融資期間 10年以内 ▼返還方法 元利均等月賦償還 ※連帯保証人が1人必要 ※予算が無くなり次第終了 ☑住民票、所得証明書、土地・建物の登記簿、工事見積書、図面など

☑直接、福祉政策課、各総合支所市生活課へ必要書類の提出を。

☑福祉政策課(☎231-1723)、各総合支所市生活課 ▼菊川(☎287-4006) ▼豊田(☎766-2947) ▼豊浦(☎772-4020) ▼豊北(☎782-1923)

保険・年金

各総合支所市生活課

- ▼菊川(☎287-4003)
- ▼豊田(☎766-2180)
- ▼豊浦(☎772-4023)
- ▼豊北(☎782-1922)

入院時の食事が安くなります

国民健康保険に加入している方が入院したとき、市民税非課税世帯の方は食事が安くなります。



☑本人負担額 ▼市民税非課税世帯 1食210円 ▼70歳以上の方で自己負担区分が低所得Iの方 1食100円(減額認定証の交付手続きが必要) ☑国民健康保険証、印鑑 ☑保険年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。

☑保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市生活課

後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は入院時の食事が安くなる制度があります。申請月以前の入院や申請月内でもすでに退院された場合には適用されませんので、事前に申請を。 ☑適用期間 申請月の1日〜7月31日 ☑後期高齢者医療被保険者

高額医療・高額介護合算制度をご存じですか

世帯内の国民健康保険の被保険者か後期高齢者医療の被保険者が、1年間(原則8月から翌年7月まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、定められた負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた金額が支給されます。対象者にはお知らせしますので、お知らせが届いた場合は申請してください。該当期間に市町村を越える転居をされた方や、加入医療保険の変更があった方は案内ができない場合がありますので問い合わせてください。

☑保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市生活課

☑高額医療・高額介護合算制度を希望する方は認定申請を

☑市内に住所がある、昭和27年3月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方 ☑介護

国民健康保険のための所得などの申告を



平成29年度の国民健康保険料の算定・資格の確認をするため、平成28年中の所得などの申告を行ってください。国保の申告が必要と思われる世帯には、1月下旬に申告書を送付します。※申告書が届かない世帯も、今年、所得税の確定申告や市・県民税の申告をしない場合は、国保の申告をお願いします

☑2月16日〜3月16日 ☑保険年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。 ☑保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市生活課

国民年金保険料は お得な2年前納があります

国民年金保険料の支払いは、口座振替による2年前納(4月〜翌々年3月分)が最もお得です。他にも1年前納(4月〜翌年3月)、6ヵ月前納(4月〜9月分)、10月〜翌年3月分)、早割(納付期限よりも1ヵ月早く納付)があります。平成29年4月分から現金クレジットカード含む)納付の2年前納も始まりま

す。4月分からの口座振替・クレジットカードの新規利用や区分変更は、2月28日(火)までに下関年金事務所か口座をお持ちの金融機関・郵便局へ申し込みください。前納の口座振替日は5月1日(月)です。

【割引額】平成28年度の金額。平成29年度の割引額は多少変更予定) ▼2年前納 口座振替1万5690円 ▼1年前納 口座振替4090円、現金3460円 ▼6ヵ月前納 口座振替1110円、現金790円 ▼早割 毎月50円 ※早割は口座振替のみ可

☑国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011050)、下関年金事務所(☎238-0071)、保険年金課(☎231-1931)

後期高齢者医療のための所得の申告を

平成29年度の後期高齢者医療保険料算定などのため、後期高齢者医療制度の被保険者やその世帯の方で、平成28年中に全く収入がなかった方や、所得が少なく所得税の申告が必要となることがあります。対象者には、申告書を送付しますので、届いた方は早めに提出をお願いします。 ☑保険年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。

☑保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市生活課

